

危険物労働基準

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二五五六年・危険化学物質に係る労働安全・衛生・環境面の管理運営と実施の標準を定める省令

前文省略

第一項（語義）

「危険化学物質（サーン・ケミー・アンタラーイ）」とは、繊維、粉塵、ミスト、蒸気、泡の形状であるかどうかを問わず、以下のいずれか、または双方を含めた性質を有する固体、液体または気体の状態にあるところの、局長が公示規定したリストに基づく元素、化合物、または混合物を意味する。

（一）症状、発癌、遺伝子変異をもたらす有毒性、腐食性、刺激性を有し、胎児または健康衛生にとって危険である、もしくは死亡に至らせる。

（二）爆発もしくは火災を引き起こす重篤な反応物、酸化性物、または引火物である。

「危険化学物質の濃度制限値（キード・ジャムガッド・クワームケムコン・コーン・サーンケミーアンタラーイ）」とは、作業環境の大気内にあつて通常健康状態にある被雇用者が勤務時間に触れる、または吸収しても健康に危険とならない危険化学物質の濃度レベルを意味する。

「危険化学物質に係る作業（ガーンタムガーン・キアオカップ・サーンケミーアンタラーイ）」とは、製造、ラベル貼付、梱包、移動、保管、積み下ろし、輸送、処理、破壊、廃棄、危険化学物質の保管、並びに道具、用具に加え危険化学物質の容器の保全、修繕、清掃のような被雇用者が危険化学物質に曝される行為を意味する。

「製造（パリット）」とは、制作、混合、変更、調整、変形、変質に加え、梱包、分梱包を意味する。

「占有（クローブクローン）」とは、販売、運送、使用またはその他のために自ら、もしくは他者のために保有することを意味するとともに、占有するスペースに遺棄する、または占有するスペースにあることが明らかな場合も意味する。

「気体（ガス）」とは、圧力を加える、または温度を下げることにより拡散し、液体または固体に変質する、体積を有する、もしくは不定形の流動体を意味する。

「繊維（センヤイ）」とは、鉱物、植物、動物または合成繊維を源とする糸状の物質を意味する。

「粉塵（フン）」とは、大気中に飛散、拡散、飛翔または浮遊する固体の微粒子を意味する。

「ミスト（ラオーン）」とは、大気中に浮遊する液体の微粒子を意味する。

「蒸気（アイ）」とは、通常の状態の液体または固体から発生する気体を意味する。

「泡沫（フォーム）」とは、大気中に浮遊する蒸気との合体により生じる固体の微粒子を意味する。

第一章 危険化学物質の安全性データ

第二項（危険化学物質リスト）

危険化学物質を占有する使用者は、局長が公示規定した書式に従い危険化学物質の名称と危険化学物質の安全性データの詳細のリストを作成するとともに、危険化学物質を占有下に置いた日から7日以内に局長または局長が委任した者に届け出る。

毎年の一月中に、使用者は自己が占有する危険化学物質の名称と危険化学物質の安全性データの詳細のリストを局長または局長が委任した者に届け出る。

第三項（被雇用者への説明）

使用者は使用者の占有下にある危険化学物質の安全性データ、関係する書類、マニュアル、ラベル、看板に掲げられた内容とマーク、またはニュースに加え、本省令で定められた情報データを被雇用者に知らせ、説明し、理解させる。

第四項（作業マニュアル）

使用者は危険化学物質に係る作業に従事する被雇用者に、正しく、安全な作業方法を知らせ、理解させるとともに、被雇用者が当該方法に従うように方策を用意しなければならない。ここにおいて使用者は危険化学物質に係る作業の行動指針およびプロセス、危険防止に係るアドバイス、ラベル上の情報データの内容と危険化学物質の安全性データ書類としてのマニュアルを作成する。

第五項（マニュアル遵守）

被雇用者は使用者が第四項に基づき作成した作業実施マニュアルに従い、正しく、安全な作業方法に従わなければならない。危険化学物質に係る緊急事由が生じた時、被雇用者はその事由を軽減し、直ちに作業主任に知らせる。

第二章 ラベルと看板

第六項（ラベル）

使用者は危険化学物質のパッケージ容器または梱包材に十分大きな、読みやすい、耐久性のあるタイ語のラベルを貼付するようにする。そのラベルには以下の事項に係る詳細があるようにしなければならない。

- (一) 製品名 (product name)
- (二) 危険化学物質名 (hazardous substances)
- (三) 記号 (pictograms)
- (四) 信号語 (signal words)
- (五) 危険を示す内容 (hazard statements)
- (六) 注意内容または危険防止のための実践 (precautionary statements)

危険化学物質のパッケージ容器または梱包材の大きさ、もしくは形態によって第一段に基づくラベルを貼付できない場合、使用者はその危険化学物質に係

る作業現場において、第一段に基づく危険化学物質の詳細を被雇用者に知らせるために、効率的な方法を定める。

第七項（看板）

使用者は被雇用者の作業地に、危険化学物質に係る作業における禁止、実施、または警告の看板を用意する。

第八項（特別危険化学物質）

局長がいずれかの危険化学物質について特別に管理が必要であることを公示した場合、使用者は当該危険化学物質によって生じるかもしれない危険に係る内容と危険防止策を知らせる掲示をするか、看板を用意する。

第九項（禁煙、飲食禁止）

使用者は危険化学物質に係る作業現場、危険化学物質保管地、または危険化学物質の輸送機械に、視認しやすい大きさの文字で「禁煙、飲食禁止、料理・食品保管禁止」の内容を通知する掲示をするか、看板を用意し、当該禁止事項への違反がないように監督する。

第三章 安全保護

第一〇項（作業地の整備）

被雇用者が危険化学物質に係る作業に従事する場所に関して、使用者は以下の態様及び特徴があるようにする。

（一）衛生的、清潔、整理整頓され、作業地は平らで均一、滑らず、通路に妨害物がない。

（二）危険化学物質の種類に適した一般的な方式、または危険化学物質を希薄する方式、もしくは特定の場所だけ吸気する方式の排気システムがあり、空気中の酸素が体積で19・5%以上あるようにする。

（三）空気中の危険化学物質が定められた量を超えないようにし、排気により他者に危険を及ぼすことを防止するために、特定場所の排気システム、濡れたたもので覆うシステム、またはその他のシステムを使った、汚染された空気の防止及び処理システムがある。

第一一項（安全設備、器具）

被雇用者が危険化学物質に係る作業をする現場に、使用者は以下の項目に基づく安全保護のための場所と器具を用意する。

（一）被雇用者が緊急時に直ちに使用できる危険化学物質の洗浄場がある。このとき少なくとも洗眼場とシャワーヘッドがなければならない。

（二）手洗、洗顔場がある。このとき被雇用者15人につき1か所なければならない。7人超（注／8人以上）であれば15人とみなす。

(三) 身体を洗浄するシャワー室は被雇用者15人につき1室以上とし、7人超であれば15人とみなす。ここに身体から危険化学物質を洗い流すのに必要な使用品を十分用意し、いつでも使えるようにしておく。

(四) 危険化学物質からの危害を受けた被雇用者の初期治療のために必要な器具と医療用品。

(五) 初期的な消火作業に十分な各種危険化学物質に適した消火器具。

(六) 危険化学物質に係る作業をする被雇用者のための特別な作業着と、その種類の危険化学物質に適した使用済み作業着の保管場所。

第一二項（安全保護器具）

使用者は危険化学物質の危険な形態と重篤さ、または作業の形態に基づく個人安全保護器具を用意し、生命、身体に生じる危険を防止するため、または被雇用者の健康衛生のため被雇用者に使用、着用させる。

第一三項（安全具の使用義務）

危険化学物質に係る作業をする被雇用者は、第一二項に基づく個人安全保護器具を使用または着用する。被雇用者がその器具を使用または着用しない場合、使用者は被雇用者に直ちに作業をやめるよう命じ、被雇用者が当該器具を使用または着用するまで作業をさせない。

第一四項（安全具の検査）

使用者は危険化学物質に係る作業地を管理し、用意した安全保護器具がいつでも効率的、安全に使用できるように検査しなければならない。

第一五項（居住の禁止）

被雇用者またはいずれかの者が危険化学物質に係る作業地、危険化学物質の保管地、危険化学物質の輸送機械内に居住する、もしくは休憩することに使用者が承諾または放置することを禁じる。

第一六項（問題解決）

危険化学物質に係る作業での安全性で要求または問題があった場合、危険化学物質を占有する使用者は事実関係を調べ、作業環境または衛生の質に影響があることを見つけた時、遅滞なく安全になるよう解決する。

第四章 危険化学物質の保管、パッケージ、排出

第一七項（保管地）

使用者は以下の態様と特徴を有する危険化学物質の保管地を用意する。

(一) 60分以上耐火。ただし重篤な自己反応性質、酸化性、または爆発や火災を引き起こす恐れのある引火性を有する危険化学物質の保管地である場合、180分以上耐火、または当該地に自動消火システムがあれば90分以上耐火。

(二) 床が平らで、でこぼこしていない、濡れていない、重量を受け止めることができ、危険化学物質を吸収しないことに加え、損壊、腐食、摩損しない

ように改修し、ゴミ、資材ゴミまたは燃料物がないよう床を清潔に保たなければならない。

(三) 被雇用者が作業する建物からの距離が、局長の告示規定した安全な距離を保っている。

(四) 消火器具・機器を持ち込み、使用できる、広くて十分な内部及び外部通路があり、往来妨害物がなく、全通路で安全が保たれる方策がある。

(五) 危険化学物質保管地の出入口が2つ以上あり、ドアは耐火性で外側に開き、作業実施がないときは毎回施錠する。

(六) 適した排気システムがあり、作業する被雇用者に安全で、他者に危険となるような排気を防ぐようにする。

(七) 火花、炎、電気器具、摩擦、加熱、自己発火のような、危険化学物質の保管地周辺で火災が発生する原因の防止がある

(八) 液体の危険化学物質が保管地の外部に流れ出さないようにダム、壁、堰、塀、または同じような形態のその他のものを作り、流れ出した危険化学物質の安全な処理のために収集できる排出溝があるようにする。このとき排出溝は排水システムとは分離し、混ざり合わないようにする。

(九) 建物外の危険化学物質保管地の周囲を塀で囲む。

(一〇) 「危険化学物質保管地、許可なく入り込むことを禁じる」という内容の看板をその場所の入り口に掲げ、いつでも視認しやすいようにしておく。

(一一) 危険化学物質の危険性を示す標識または記号を掲げ、いつでも視認しやすいようにしておく。

(一二) 消火器具、消防器具、緊急時使用器具を出入口付近に設置し、いつでも視認しやすいようにしておく。

第一八項（危険防止策）

使用者は危険化学物質保管地付近で危険化学物質から生じる危険の防止策、生じた危険の解決策、軽減策を用意しておく。

第一九項（保管方法）

危険化学物質の保管で使用者は以下のように行動する。

(一) 局長が公示規定した保管基準に従って危険化学物質を保管する。

(二) 危険化学物質の各保管地に保管してある全種類の危険化学物質の名称、数量のリストを暦年に基づき年に1回作成する。

(三) 危険化学物質のパッケージ容器、梱包材が損壊、破壊しないよう注意する。

(四) 危険化学物質を地下に保管する場合、掘削により生じる損害または危険の防止策がある、または保管位置を示す明瞭な標識があるようにする。

第二〇項（容器）

使用者は危険化学物質のパッケージ容器、梱包材について以下のようにする。

(一) 強健で損壊、腐食、摩損せず、かつ安全に移動、輸送でき、通常の使用状況で危険化学物質の圧力に耐え、異常な圧力が発生した場合に安全な水準に圧力を戻す機材のある資材を使用する。

(二) いつでも安全に使用できる状態に検査、保全する。危険化学物質が漏出した、または漏出したと推定される場合、安全な場所に別に保管し、速やかに漏出物を処理するとともに、安全な状態に修繕または変更する。

(三) その容器に対し定められた規定を超えない危険化学物質を収納する。

(四) 輸送機械またはその他の物が、化学危険物質を収納したパッケージ容器、梱包材と衝突、もしくは接触しないよう防止する。

(五) 危険化学物質を収納したパッケージ容器、梱包材を開放したままにしない。ただし検査または利用のための開放はその限りではない。

第二一項（断熱）

引火性または爆発性を有する危険化学物質のパッケージ容器は、熱源及び火花発生源から安全な距離に引き離す。容器または梱包材に収納した危険化学物質により容器または梱包材の外面が熱を有する場合、周囲を覆う断熱材があるようにしなければならない。周囲を断熱できない場合は警告の看板を作成する。

容器への管または各種機器の接続で、開閉する物があれば、緊急時に速やかに開閉できるような位置にあるようにする。

第二二項（詰め替え）

危険化学物質の容器またはその他の器具への詰め替えにおいて、使用者は詰め替える容器またはその他の器具の上に危険化学物質の名、及び安全性に係るマークを掲げる。

第二三項（使用済み容器）

使用者は汚染され、まだ処理していない使用済みパッケージ容器、梱包容器、梱包材を安全かつその危険化学物質の種類に適した方法で保管しなければならない。

第五章 積み下ろし、移動または輸送

第二四項（行動基準）

使用者は危険化学物質の積み下ろし、移動または輸送を以下のようにする。

(一) 危険化学物質が飛散、弾ける、零落する、溢れる、漏れる、流出する、または脱落することがないように防止策をとる。

(二) 輸送機械を運転する被雇用者、及び危険化学物質の積み下ろし、移動または輸送に使用する輸送機械の出動準備を検査し、安全な作業実施と関係する法律に従うために準備できていなければならない。

(三) 緊急な場合の安全な問題解決におけるマニュアル、行動事項をタイ語で作成し、輸送機械内に保管し、いつでもすぐに使用できるようにしておくとともに、被雇用者に対し少なくとも年1回、緊急発生時の問題解決方法の研修、

訓練があるようにする。研修、訓練は文書に記録しておき、安全検査官が検査できるようにする。

(四) 危険化学物質の消火に適合した性質を有する移動式の消火器、及び危険化学物質から守るマスク、または危険化学物質の種類に必要な性に従った呼吸補助機を用意し、危険化学物質を積載する輸送機械に十分な量設置し、直ちに使用できるようにしておく。

(五) 輸送機械に積載する危険化学物質のパッケージ容器、梱包材は、移動または浮き上がらないように荷台及び輸送機械と固着させなければならない。荷台及び輸送機械は十分に強健で、危険化学物質の重量に加え、そのパッケージ容器、包装材の重量を積載可能な最大重量まで受け止めることができなければならない。

(六) 反応し合う危険化学物質を輸送機械に混載することを禁じる。ただし関係する他の法律、または局長が公示規定した方策に基づき安全な輸送対策がある場合はその限りではない。

第二五項 (パイプ輸送)

パイプを使った危険化学物質の輸送において、使用者は以下のように行動する。

(一) しっかりした、損壊していない、腐食、磨耗、または漏洩していないパイプ及び継ぎ手を使用する。

(二) 危険化学物質の移送に使用するパイプ及び継ぎ手がいつでも安全に使用できる状態にあるように検査、保全する。

(三) 輸送機械またはその他の物による衝突、抑圧、または衝撃で損壊が生じないように防止する形態にパイプを設置もしくは敷設する。

(四) 地下または水中でのパイプ敷設は、腐食しない種類のパイプまたは継ぎ手を使用しなければならない。パイプ敷設位置を全長にわたって示す視認しやすい標識がなければならない。

(五) 異なる種類の危険化学物質の輸送は、異なる色のパイプを使用し、差異を示す視認しやすい標識を作成しなければならない。

(六) パイプ表面の温度を上げる熱を持った危険化学物質の輸送は、パイプを包む断熱材がなければならない。

(七) 引火性または爆発性のある危険化学物質の輸送は、熱源もしくは火花発生源から十分に安全な距離にパイプを敷設し、そのパイプにアース線をつなげる。

第六章 管理と処理

第二六項 (処理方法)

使用者は零落、漏出、または使用しなくなった危険化学物質を洗浄、もしくは処理する。このときその危険化学物質の種類に基づく安全性データに定められた方法に従う。

危険化学物質の残滓、または劣化した危険化学物質の処理は焼却、埋め立て、もしくは化学剤の使用により処理する。このとき学術原則に基づく安全な方法により、関連法律に従う。

第二七項（容器の処理）

使用者は汚染され、使用しなくなったパッケージ容器、または梱包材に対し以下のように行動する。

（一）他の物品の容器に使用せず、被雇用者が他の物品の容器に使用しないように監督する。

（二）容器内に収容するか、被雇用者の勤務地外の安全な場所に保管する。

（三）危険化学物質の種類に適した安全な方法、または関連法律に従った方法で処理する。

第七章 危険化学物質の濃度管理

第二八項（濃度管理システム）

使用者は、作業地及び危険化学物質保管地の大気中の危険化学物質の濃度が、局長の公示規定したところに基づく危険化学物質の濃度制限値を超えないようにするため防止及び管理システムがあるようにする。

第二九項（検査報告）

使用者は、作業地及び危険化学物質保管地の大気中の危険化学物質の濃度の計測及び分析があるようにし、検査結果が分かった日から15日以内に局長または局長が委任した者に検査結果を報告する。

第一段に基づく危険化学物質の濃度検査結果の検査及び分析の原則、方法は局長が公示規定したところに従う。

使用者が第二段に基づく実施ができない場合、労働福祉保護局に登録した者、または許可書を取得した者を実施者としなければならない。

第三〇項（制限値を超える場合）

作業地及び危険化学物質保管地の大気中の危険化学物質の濃度が、第二八項に基づく局長が公示規定した危険化学物質の濃度制限値を超える場合、使用者は工学的な危険化学物質の処理または管理対策を使って危険化学物質の濃度が当該制限値を超えないようにし、相応の方法により人への危険防止策がなければならない。

第八章 健康衛生監督

第三一項（健康リスク評価）

使用者は危険化学物質の使用がある場合に、局長が公示規定した原則と方法に基づき、被雇用者の健康に対するリスクの評価があるようにし、評価結果がわかった日から15日以内に局長または局長が委任した者にその評価を報告する。

被雇用者の健康へのリスク評価結果が危険の生じるレベルにある場合、使用者は安全なレベルになるよう改善するとともに、評価結果を被雇用者の健康検査計画にリスク要因として組み入れ、被雇用者の健康衛生に注意する。

第九章 緊急の場合の管理と行動

第三二項（リスク評価報告）

局長が公示規定した名称と量に基づく危険化学物質を占有する使用者は、危険発生リスクを評価し、少なくとも5年に1回はそのリスク評価報告書を作成する。

危険化学物質の占有地、名称、量または製造工程に係る重要な変更がある場合、使用者は危険発生リスクを評価し、追加のリスク評価報告書を作成する。

第一段及び第二段に基づくリスク評価とリスク評価報告書作成は、局長が公示規定した原則、方法、要件に従う。ここに当該報告書を局長または局長が委任した者に、評価結果が分かった日から15日以内に提出する。

工場法に基づき危険発生リスクを評価し、リスク評価報告書を作成しなければならない使用者は、本項に基づきリスク評価をしたものとみなす。ここに局長または局長が委任した者に届け出る。

第三三項（緊急時の行動計画）

第三二項に基づく使用者は、局長が公示規定した原則と方法に従い事業所の緊急事態があった場合の行動計画を作成し、当該計画を事業所に保管し、安全検査官が検査できるようにし、計画を最新のものに改定するとともに、計画に従った訓練を少なくとも年に1回実施する。

第三四項（訓練）

使用者は局長が公示規定したカリキュラムに従い、危険な事由の制御、制止義務を有する被雇用者の訓練が年に1回はあるようにし、訓練の証拠を保管し、安全検査官が検査できるようにしておく。

第三五項（事故発生時）

危険化学物質が漏洩、拡散、火災発生、爆発した場合、使用者はその周辺で作業する被雇用者全員に直ちに作業を中止し、危険性のある半径から出るよう命じるとともに、直ちに関係者に検査、原因制止をさせるようにする。

第一段に基づく原因が近隣住民に影響を及ぼす恐れがある場合、使用者は直ちに近隣住民に警告する。

第一〇章 経過規定

第三六項

本省令の施行日前から危険化学物質を占有している使用者は、本省令の規定に従い危険化学物質のリストと危険化学物質の安全性データの詳細を作成し、本省令の施行日から7日以内に局長または局長が委任した者に届け出る。

(おわり)